

◇ 前 田 博 之 君

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員、登壇を願います。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 13番、前田です。5項目にわたって質問します。

最初に、財政についてです。（1）、平成29年度一般会計、病院会計の収支状況と決算見込みについて。

（2）、平成30年度予算について。

①、入るをはかって出るを制すの予算編成について。

②、歳入歳出の特徴について。

③、歳出に対しての歳入不足額とその補填財源の確保について。

（3）、白老町の普通交付税額の実質的な交付率について。

（4）、財政硬直化の懸念と財政規律堅持を貫く健全な財政運営について伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 財政についてのご質問であります。1項目めの平成29年度一般会計、病院事業特別会計の収支状況と決算見込みについてであります。一般会計における29年度の決算見込みについては、現在まで町税、特別交付税及びふるさと納税の一般財源分が予算額を上回る見込みであり、本年度の決算収支額はおおむね2億5,000万円から3億円程度を見込むものと考えております。

次に、町立病院の経営状況ですが、29年度の1日平均患者数は入院24人、外来119人の見込みであり、町立病院経営改善計画に掲げる患者数目標値は入院30人、外来125人であることから、達成状況としては入院、外来患者数ともに未達成となる見込みであります。

また、病院事業会計における収支決算見込みでは、医業収益4億4,244万円、医業費用7億6,907万円であり、実績赤字額である医業損失額は3億2,663万円となり、前年度比較3,335万円の損失額増となる見込みであります。一般会計繰入金2億7,749万8,000円を含む経常損益では2,868万円の経常損失が発生する見込みであり、前年度比較3,176万円の損失額増の見込みであります。なお、今年度は病院事業会計における損益計算上は赤字決算の見込みであります。地方財政健全化法における単年度資金不足額は発生しない見込みであります。

2項目めの平成30年度予算についてであります。1点目の入るをはかって出るを制すの予算編成についてであります。財政健全化プランにおいては歳入の枠内において歳出をやりくりするという財政運営の大原則を心に刻むべく入るをはかって出るを制す財政運営を心がけると記しておりますが、30年度の予算編成はこの大原則を踏まえ、財政規律を遵守しつつ、来たるべき2020年へ向け象徴空間周辺整備及び受け入れ環境整備等を中心に確実な財源を最大限に確保し、選択と集中により予算編成を行っております。

2点目の歳入歳出の特徴についてであります。歳入におきましては町税は固定資産税の3年に1度の評価がえの影響等により全体で約4,800万円の減、地方交付税においては普通交付税の減少が見込まれるため、1,200万円の減としておりますが、一方補助事業等の増により国、道支出金が約6億円の増となっております。歳出においては、経常費は公債費が償還額の減少により約9,900万円の減少となる一方、海の子保育園の民営化や地域循環バスの拡充により補助費が約1億3,700万円の増、繰出金が公共下水道事業会計のMICS事業の影響により約6,300万円の増となっております。事業費は、特産品PR事業がふるさと納税見込み額の見直しにより約6,300万円の減少となる一方、象徴空間周辺整備関連事業は約5億6,000万円の増、公共施設等の適正管理関連事業は約2億7,000万円の増となっております。

3点目の歳出に対しての歳入不足額とその補填財源の確保についてであります。町税の減、地方交付税の減等が大きく影響し、予算編成過程における歳入の不足額は約3億円となりましたが、30年度予算については間近に迫る民族共生象徴空間の開設とその先の未来へ向けてのさらなる前進を目指し、最大限の財源を集中するという考えのもとに29年度中の基金積み立てにより財源を確保した上で基金繰り入れ等により財源の補填を行ったところであります。

3項目めの白老町の普通交付税額の実質的な交付率についてであります。普通交付税については、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が交付されるものであります。本町においては収入額が需要額の約4割程度を占めることから、実質的な交付率としましては需要額の約6割程度になるものと捉えております。

4項目めの財政硬直化の懸念と財政規律堅持を貫く健全な財政運営についてであります。町財政においては、今後も少子高齢化や人口減少により厳しさを増していくものと考えられますが、財政規律を緩めることなく一層の財源確保に取り組むとともに、支出の最適化を図りながら健全な財政運営を図ってまいります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 予算規模についてであります。前段で同僚議員が財政について質問しましたので、その部分については財政規律、非常に主張しましたがけれども、私も必ず堅守していただきたいなど、こう思っております。

それで、関連ありますので、一括で質問します。これまで町民が一丸となって爪に火をともしように財政再建に取り組んできました。しかし、ここに来て一気に財政がパンクするのではと思われるぐらい膨張した積極予算を展開しています。100億円を越す予算額は、将来にわたって財政の持続可能性は堅持できるのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議員のおっしゃるとおり、今年度109億2,000万円という、昨年

と比較して12億円の増という積極予算という形になってございます。これまでも議員の皆様のご質問に対して町側として答弁しているとおおり、ここ、象徴空間周辺整備も含めてやらなければならない時期という、30、31、32、この年度についてはやはり出して、投入して、将来に向けたまちづくりというようなところを意識した上で予算組みを行っておりますので、これが延々この100億円規模が続くというわけではなく、短期集中の中で行っているということでございますので、将来的にも今回の予算組みについては将来における持続可能性という部分については心配するところではないというふうに押さえてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 心配することないということ、今財政課長言ったそういう答弁が過去にもあるのです、その予算、予算のときに。大体似たような答弁していますけれども、それが今の結果につながっているということを財政担当課長自身もやっぱりちょっと心にしまっておいていただきたいなと思います。

新聞報道によると、町長は30年度予算について歳入確保が厳しさを増すと、こう言っていますよね。一方で、予算編成方針では財政は好転していると、こう言っているのです。実態としては、今の予算を見ると収入不足で、自転車操業の状態にはなっていないですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） この30年度の予算編成、確かに財源不足という中において、先ほど町長の答弁にもございますとおおり、約3億円不足という、これを何とか穴埋めしてやっているという状況でございます。やはり毎年毎年のやりくりが厳しさを増しているという状況はそのとおりでございます。ただ、財政が好転しているという部分については、財源確保も過去から比べて楽になっているということではなくて、これまでいろいろ借金も含めて背負ってきた負債等が28年度をもってある程度それをきれいに整理していったという部分では一方で好転している、好転してきた、いわゆる重い荷物をやっとおろし終えたということでは好転しているという言い方が言えるかなと思っております。しかしながら、今後も含めて財源の確保という部分についてはやはり厳しさを増すものというふうに捉えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 財政課長は財政の持続可能性、今心配ありませんと、こう言いましたよね。しかし、先ほどの同僚の答弁で緊急避難的な財源のやりくりをした予算と、こう答弁しましたよね。そうすると、この財源確保が厳しい中であって、私は目いっぱい予算編成だと思えます。そこで、29年度予算のように前年度の繰越金以外に30年度も当初から財源の留保はしていますか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○**財政課長（大黒克己君）** 30年度の予算編成、確かに目いっぱい予算組みという中におきまして、今回町債管理基金の1億円、緊急避難的というふうに先ほど答えてございます。これはどういう意味かといいますと、公債費につきましては今後毎年減っていくという部分は見込まれてございます。その部分でこの繰り入れを毎年この後もずっと続けるのではなく、あくまでも今年度はちょっと足りなかったのですけれども、来年はさらに公債費が減っていきますので、それをある程度想定した上で今回前倒しで緊急避難的にやったという考えでございます。29年度の予算の中には、今段階で当初から留保しているというものは特段考えてはございませんが、29年度の財政執行の中でなるべく財源を確保できるような運営をしながら、最終的には決算剰余金が出るような形で運営をしていく必要があるというふうには考えてございます。

○**議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○**13番（前田博之君）** 公債費が落ちてきた、これは町のほうも一生懸命やったということは私認めます。ただ、それは理解の上で言っているのです。だけれども、先ほども議論ありましたけれども、象徴空間で24億円以上になるでしょう。こういうものが借り入れしたらまたふえるのです。そういう部分を見通してちゃんとと言わないと、今減っているからいいのだという発想では言わないで、もう少しやっぱり先を見た答弁にしていただけないと町民の皆さん間違ってしまうのです。そういうことで、先ほど予算編成の歳入3億円とありました。これをそれでは経常費において事業費に回す財源は捻出されましたか。

○**議長（山本浩平君）** 大黒財政課長。

○**財政課長（大黒克己君）** 実際のところ、29年度予算におきましては、今回3億円不足しているという中におきまして、歳入の一般財源で実際幾ら足りなかったのかといいますと、前年比較で1億2,700万円、これがマイナスになってございます。その上で事業費を出さなければならぬということでございましたので、約3億円不足ということで、それを基金をある程度取り崩した中で確保したということでございますので、今年度につきましてはやはり実質的には歳入一般財源で経常経費は賄えていないという状況でございます。

○**議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○**13番（前田博之君）** 先ほど1億2万円財源で不足すると言っていました。では、経常経費で不足分幾らでしたか。

○**議長（山本浩平君）** 大黒財政課長。

○**財政課長（大黒克己君）** 経常経費の一般財源充当分につきましては、約9,000万円減というような状況でございます。

○**議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そうすると、先ほど答弁との反対になって、結果的には出るをもって入るを制するという従来の手法の選択によって予算編成をしたということですね。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、この象徴空間を控えた30、31、32、この部分についてはやはり臨時的と申しましょうか、ある程度出さざるべきところは出していくという考えのもとでやってございまして、それ以外については大原則をきちっと念頭に置きながら予算編成をしておりますし、もうちょっと言わせていただきますと、あくまでも出るという考え、これについてはもちろん経常的な歳入をもってという部分とプラス、やはりこういう緊急のための貯金を現在積み上がっておりますので、それをある一定の額は取り崩し可能というふうに捉えて、それもある程度見据えた上での歳入の確保というふうに考えてございまして、全く入る見込みがないものを、架空の財源を歳入に計上してやっているということではございませんので、その辺については今ある財源を確保しているという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私は、財政健全化プログラムで町がみずから言っているのです。それをただしているのです。先ほどの同僚議員でないけれども、そういうふうなところ変わると困るのです。やっぱり原則、我々と約束したのですから、ぜひ守ってほしいと思います。

それで、経常費で9,000万円減となりましたよね。この予算編成の終盤にそういうことで経常費が足りませんということで、これ経常費のさらなる理事者査定をやっているはずなのです。間違いないですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 最終的に理事者査定の中で、先ほど9,000万円と申しましたが、この9,000万円というのは結果、今の予算計上の部分で実質比較すると9,000万円ということでございまして、実際はそれ以上開きがあったという状況でございまして、そういう中であって最終理事者査定の中でさらなる予算の精査ということで歳出の減額というような査定を行ってございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 本来は経常費ある程度査定して、これだけの通知してから理事者がまた鉛筆を入れてやるということはやっぱり順序でないのです、本来の今までの査定の中では。多分そう思っています。だから、いかに厳しいかということです。表立っては象徴空間やるために財政いいというけれども、これだけ厳しいのです。終わってから理事者がまた経常費に手を突っ込んで財源とっているのです。金額言いませんけれども、そういうことなのです。そうすると、予算編成方針で予算執行前から補正予算による対応は想定していない

と、こう言っていましたよね。書いているのです。職員に通知していますよね。そして、これまでの議会でも当初予算の査定を厳密に行い、年度途中の補正予算は極力しないと、こう答弁しているのです。このことを念頭に置いた予算編成だったのですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 当初補正もしないという考えのもとに積み上げ方式ということで、本当に必要なものを一から積み上げて予算組みをするという今回の予算編成方針を出したところでございますが、結果的にはそれが膨らんでしまったという部分については、やはりなかなかその辺の方針が職員のほうにも浸透していかなかったという部分で我々も財政担当としても反省しているところでございます。ただ、どうしても財源不足を補うためには多少なりとも荒治療と申しましょうか、やはり切るべきところは切るというようなところも実際はやってございまして、その分については今後どうしても財源不足というような、予算不足ということになれば補正対応という部分もやむを得ないというようなところも実際は出てくるかというふうには想定してございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 当初予算の編成からもう財源がないから年度途中で金出たら補正してもいいよという、そういう査定やっているのです。そういう当初予算のつくりやっています。前段に2人の議員が質問していましたけれども、そういう結果に入ってくるのです。だから、私具体的に聞いているのです。もう少し厳しさをかみしめなければだめです、担当者として。私はやっぱり理事者にちゃんと言わないとだめだと思います。

それで、町民サービスについてであります。この予算発表のときの新聞記事によりますと、町長は町民サービスを削ってでも象徴空間関連をやるということはないと、こう話していますけれども、この真意のほどをお聞かせください。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 町民サービスといってもすごく多角的にありますので、例年行っている町民サービスの予算をなるべく確保して、象徴空間は象徴空間で選択と集中の中、予算編成をしたということです。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） よくわかりません。私は選択と集中とよく使いますけれども、本来は優先順位の問題なのです。私は優先順位をどう決めるかという問題だと思えます。

それで、先ほど吉田議員も少子化、子供貧困、福祉等々の対策を切実に質疑していました。そこで、このような中であって、今、小さなことかわかりませんが、高齢者向けの町民サービスが削減、あるいは廃止されようとしていますよね。ということは、さきの2月の13日付で高齢者向け携帯電話貸与者の家族に対してことしの8月めどに事業を終了する旨

の通知出していませんか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今年度の予算編成についてのご指摘をいただきましたが、理事者の担当としましては、財政課長のほうからもありましたけれども、決して財政規律を軽んじて予算編成を行うということは毛頭ありません。ただ、今回の予算組みの中に確かに、経常費の問題もありましたけれども、なかなか当初の各課に編成にかかわっての通知を出した積み上げ方式のその部分がしっかりと浸透していなかった部分というのがあって、その経常費の中にさらに手を入れるというか、再度考えなければならない部分があったわけです。そういう中で、象徴空間周辺整備というのは非常に大きな事業として目の前にあることは事実ですから、それをいかにしてやるかということも今後の本町にとってのまちづくりの中でやはり考えていかなければならない重大な、重要な課題だというふうなことで、押さえを持ちながら今回の予算編成を行っております。その結果が確かに財源不足を、今までの予算編成とは違って、そういう事実もありましたけれども、何とかプランを含めてこれまで町民の皆様方、そしていろんな部分で職員の努力も含めてため込んできたというか、そういうものを使わせていただく、それが当たり前だというふうなことで、当然あるべきことだというふうなことは重々私もそういうふうなことでは考えておりませんし、今後そのあり方についてはやはり年度間の中でしっかりと調整を図っていかなければならないというふうに思っています。

今出ました高齢者の携帯電話の関係でございます。そのところは、単純にといいいますか、財源的な、財政的な問題で切るといいますか、そういうことではありません。機種の問題がやっぱり一番大きなことがありまして、それをどういうふうにして再度使うようなことにするかというふうなことになれば、なかなか本人も含めて、それから携帯会社のほうも含めて難しい問題だというふうなことで、あえてその部分については、携帯の部分については今回なくすことにして、新たな方式で高齢者の見守りを図ってきたいということの一つの政策の判断でありました。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私は、象徴空間については大事な事業だと思っています。何も反対していません。ただ、最少の経費で最大の効果をどう生むかということなのです。町民サービスを削るまですべきでないとは私は思っていますから、だから言っているのです。それで、今の町民携帯電話、これ担当者云々ではないです。予算査定ありますから、内容的なことは予算等審査特別委員会ありますから、そのとき聞くこととします。今予算査定終わったが、議会が審議するのに、予算にも物せていますけれども、1年分は。2月の13日に、今予算編成が終わるかどうか、議会がこれから始まる時にこういう通知を出すという理事者の姿勢です。中身、るる今言いましたけれども、僕も議論しませんけれども、理由の一つにこう

書いているのです。機器が老朽化していて、更新に多額な費用が必要となると言っているのです。実際にその負担がふえるのですか。代替案を示すと言っていますが、あれ見たら負担増につながっていくのです。当事者や家族の方々は、金額の大小別にして、不安がっています。過去10年間で一番大きな予算規模と、こう胸張っていますけれども、たとえ小さなことでも命にかかわるサービスの切り捨てとは言わないけれども、そういうことが組上に上がっているのです。日々つましく暮らしている声なき声の弱者にしわ寄せすることになっていませんか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 決して弱者切り捨て予算という編成は行っているつもりはございません。携帯の件について、そこだけにスポットを当てて議論というのは私も余りしたくありませんけれども、私が最初に言ったそういう弱者の切り捨てをしながら別な予算編成というか、別な事業のほうに財源を充てていくような、そういうことでは決してありません。本当に携帯会社も含めてそういう事情の機種の関係の老朽化の状況があって、やむなく判断した結果であり、そして早くお知らせをして、違う方法に切りかえていってほしいと、そういうことで職員もそれぞれの個々に使っている方のところに詳しい説明も含めて回っているところです。

○議長（山本浩平君） 前田議員、個別の町民サービスの案件は通告にないので、このぐらいでお願いいたします。

13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 予算の全体の中の話ですから。

それで、平成30年度の予算規模、先ほど何年か続くといいましたけれども、これ数年続けると、これまでの努力にもかかわらず、また財政危機が進化して、またもや本当の財政危機の転落が危ぶまれます。数年前のように財布は空っぽになり、ない袖は振れない、その言葉をまたそっくり町民に向けざるを得なくなります。財政面からすると町民サービス、少子化、福祉対策等との影響、そして一番優先すべき町立病院の建設も遠のくことも懸念されます。改めて伺いますが、身の丈に合った経営を行うことが必須の条件ではありませんか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 再三申し上げておりますように、議員からもご指摘されたようにこの財政の問題は予算編成の入るをはかって出るを制す、そして身の丈に合った財政運営をしていく、そのところは私どもが決して頭から抜いて、ただ、今話に出てきている象徴空間のみに全てを費やしてやっているということではありません。何度も言うように、今うちのまちがどういう立ち位置を持って次の世代をつくっていくか、次のまちをつくっていくかということが、足元もしっかり見なくてはなりませんけれども、そのこともやっぱり

同時に考えた金の使い方と。財布の中は本当に限られた金しかありませんから、その金をどういうふうにして使っていくかというところで、何とか町民の皆様方にもご理解をいただきながら、知恵を絞りながらその使い道を考えていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私ある程度財政を知っているから、言うのです。そして、それを踏まえて、やっぱり過去の轍を踏まないということの忠告しているのです、その辺を十分に理解してほしいなど、こう思います。

それで、次に移ります。白老駅北地区整備事業についてです。（1）、（仮称）地域文化・観光研修センターの概要と事業費、財源内訳、借入金の元利償還金、運営費、維持管理費、ライフサイクルコスト等について。

（2）、同センター事業の計画案から施設建設を決定するまでの経緯と政策形成過程について。

（3）、国の29年度補正予算及び地方債、補正予算債と地方創生拠点整備交付金の取り扱いについて。

同センターの運営主体と町が関与する範囲及び経営責任の帰結について伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 白老駅北地区整備事業についてのご質問であります。1項目めの（仮称）地域文化・観光研修センターについてであります。本施設は、今後の白老町観光の玄関口となる白老駅北地区観光商業ゾーンにおいてアイヌ手工芸品の生産研修拠点として観光インフォメーションと物販機能を兼ね備えた施設を計画しております。事業費を本年2月14日開催の議会調査特別委員会でご説明した4億1,060万円とした場合、財源内訳は国交付金1億8,437万円、地方債1億8,300万円、一般財源4,193万円、元利償還金は償還期間を20年とし、毎年度約950万円、運営維持管理費は年間約1,435万円と試算しております。なお、ライフサイクルコストについては、実施設計が未実施のため未定であります。

2項目めの計画発案から施設建設決定までの経緯と政策形成過程についてであります。昨年2月14日開催の議会調査特別委員会において駅北観光商業ゾーンとして商業機能やインフォメーション機能を持った拠点となる集客施設の位置づけについてご説明させていただきました。また、白老町商工会に事業者の視点で整備手法、運営方法などの検討を依頼したことについてもご説明させていただきました。その後、商工会の検討の中で両者合意のもとインフォメーション機能を有した施設を配置計画に位置づけ、町としては施設整備に向けた財源確保を検討しておりました。そのような中、昨年12月22日、国の補正予算として地方創生拠点整備交付金が示され、町にとって財政的に有利な交付金であることから、同年12月26日の理事者及び関係課による会議において施設整備決定の判断を行ったものでありま

す。このことから、本事業の採択の可能性について本年1月から国、北海道との協議に入り、現在に至っております。

3項目めの国の29年度補正予算及び補正予算債と地方創生拠点整備交付金についてであります。国の補正予算については、昨年12月22日の閣議決定と同時に募集が開始されたところではありますが、このうち生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金については、地域の市場開拓を初めとする中堅事業者等の生産性革命等につながる先導的な施設整備を行うことを目的に国の予算額600億円、事業費ベースで1,200億円を想定し、予算措置されたものであります。当該交付金を活用した場合、国の交付金が2分の1、残りの2分の1は充当率100%の補正予算債の活用が認められる制度となっております。

4項目めのセンターの運営主体と町が関与する範囲及び経営責任の帰結についてであります。本施設の運営主体は、町で検討しているまちづくり会社が指定管理を受け、管理運営することを想定しております。そのため、町の関与の範囲としては指定管理に係る事務手続などのほか、まちづくり会社の経営状況等を把握し、本施設の利用に影響を与えないようにすることと考えております。経営責任につきましては、指定管理者としてみずからの責任で事業を遂行する法人であることから、経営者に帰するものであります。指定管理者による管理を継続することが適当でないときはその指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止をすることと認識しております。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時40分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎答弁の訂正について

○議長（山本浩平君） 答弁で若干訂正があるということでございますので、訂正をお願いいたします。

森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 駅北整備事業についてのご質問の1項目めの財源内訳の部分で地方債の金額を1億8,300万円とお答えしたと思うのですがけれども、正しくは1億8,430万円になります。申しわけございませんでした。

◎一般質問の続行

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） 観光研修センター、これも一回見直しするということですので、

質問大分考えてきたのだけれども、割愛して、何点かに絞って質問します。

そこで、一番大事なところまず最初に質問しますが、この観光研修センターの建設については3月8日の象徴空間の特別委員会でいま一度原点に立ち返って十分内容を精査すると、こうして先送りされました。しかし、新聞報道によると岩城副町長はセンター建設を白紙撤回したわけではないと。そこで6月をめどに策定するとしている駅北地区の整備計画でこの先、この中においてです。目先を変えて、またころ合いを見計らって、よみがえってはきませんね。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） よみがえるというか、私申し上げたのはインフォメーションセンターの必要性というのは昨年来から申し上げている中で、あの規模まで要るかどうか、それといろいろその中の財源も含めて、維持管理費も含めて、そういうものをきちっと整理した上で再度議会には提示したいという考えですから、あのものがそっくりよみがえるということではないという捉え方でいただきたいなと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） これからインフラ整備とか土地とか駐車するやつもう一回再度見直して計画が上がると思いますので、そのときに質問したいと思います。ただ、政策過程の中で1点だけ聞いておきたいのですけれども、観光センターの機能については先に国立民族共生公園にエントランスと体験学習館、工房、そして博物館の中にはミュージアムショップとカフェが整備されますが、エントランス棟、体験学習館、工房の規模と研修、学習、体験受け入れ等のプログラム等はあると思うのですけれども、どういうふうになっていますか。

○議長（山本浩平君） 笠巻象徴空間整備統括監。

○象徴空間整備統括監（笠巻周一郎君） 象徴空間の中の施設ということでの質問でございます。まず、中核区域の中には大きく博物館ともう一つは民族共生公園がございます。その中に整備される主要な施設としては5つございます。まず、1つがエントランス棟でございます。案内所のほか200名程度が収容可能なガイドンス室、そして飲食物販スペースなどが整備される予定となっております。次に、体験交流ホールでございます。こちらは、五、六百名程度が収容可能なホールとなっております。3つ目が体験学習館でございます。こちらは、200名程度の部屋が2室、最大400名が収容可能なパーティション仕切りということになっております。それから、同じく学習館の中には調理室、こちらは伝統料理の調理体験が可能というような施設、こちらが整備される予定となっております。次に、工房でございます。工房につきましては、体験学習室、20名程度、3部屋整備されるという予定になっています。それから、工芸家の実演スペースが整備されるということになっています。最後に、伝統的コタンということで、こちらはチセが再現されるというふうに捉えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今答弁ありましたけれども、公園の中核区域内には100席の飲食スペースと、あるいは博物館だから、ホールとかありますよね。それで、駅北施設開設後にもそういう程度のエリアを整備しようとしていますよね。これなぜ同じような、重なるような施設を観光研修センターにつくるようにしたのか、そういう規模にしたのか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 2月14日にご説明させていただきました（仮称）地域文化・観光研修センターの機能的な部分ですけれども、1つ核としましてはアイヌ手工芸品の生産研修拠点としまして、プラス観光インフォメーションセンターと地域の特産物など販売する物販スペースでございます。インフォメーション部分につきましては、当然町内の観光情報を発信するとともに、北海道の、例えば札幌にはどうやって行くのだですとか、そういったような問い合わせとかもあるでしょうから、そういったようなことも想定してございました。さらに、アイヌ手工芸品の生産研修拠点のほうは、具体的なイメージとしましては……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○経済振興課長（森 玉樹君） ですから、まず町のほうで考えました観光研修センターのほうではそういう機能を考えています。これというのは、中核区域の中で提供されるサービスとは違うものという判断をしているところです。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは、観光センターの中に土産品もあるよね。アイヌ手芸、工芸品販売、これについても中核区域内でも販売されることは予定されているはずですよ。そしたら、駅北に出店予定民間業者も販売予定しています。では、なぜ観光研修センターにも同じ目的の施設が要るのですか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 今国が考えている中核区域内の物販等については、入札行為で、全道、全国に競争入札で参入というのがこれ基本になっています。ですから、白老、地元の人そこに本当に条件がそろって、多分株式会社とかいろいろ厳しい条件、国のほうがあると思います。ですから、相当大手さんというふうな感覚で今捉えています。私ども駅北と考えているのは、地元の方々、過去にも議会からアイヌ民族博物館にあるこれまで一生懸命苦労されてきたお店屋さんがやっぱりどこかでお店ができるような、こういう部分をつくるべきでないかと、こういうご質問いただいた中で、駅北でそういうスペースを確保してあげたいなという部分のつくり込みでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私は趣旨はわかるのです。しかし、経営の観点から見たらどうかということを含んで聞いているのです。施設つくればいいというものではないのです。品物ちょっと変わったからって必ず来るわけないですよ。エリアの中に囲い込みされているのです。そういう観点を十分に考えて、経営的に合うのか私は聞いているのです。なぜ同じものつくらなければだめなのと、向かいにあるのに。もし見直しするといふときは十分考えてほしいと思います。

それで、もう一つ言うと、アイヌ手芸、工芸品の作り手育成や商品の生産、体験交流の受け入れ空間についても中核区域内の今答弁ありました体験学習館が計画されているのです。では、また同じような機能持っている施設をなぜ併設しなければいけないのですか。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 町のほうで考えています観光研修センターの中でのアイヌ手工芸品の生産や研修ですけれども、今町内にアイヌの刺しゅうサークル4団体がございます。そういった方たちの活動でしたり、あとは今パッチワークづくりなんかも進めておりまして、町民の方にも参加していただいて、そういう活動をしていっております。さらに、ネックストラップですとか名刺入れですとか、そういった部分の作り手としても一般の町民の方にも参画いただいて、そこを活動拠点にしていきたいなというふうな構想を持って、今回地域文化・観光研修センターの中でのアイヌ手工芸品の生産研修拠点として構想したところでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） これアイヌ手芸、工芸品の作り手育成や商品の生産等のこれらは、アイヌの授産所的なもの含むのです。そうすると、本来は生活館で行うのが筋なのです、これ。それが行政の仕事でないですか。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 生活館についてでございますが、生活館につきましてはアイヌの生活補助の事業として建てたものですが、現在の利用実態としましては地域のコミュニティーセンター的な要素が多く使われております。各種集会であるとか町内会の行事で使われておりますので、アイヌの方に使っていただくのは当然なのですが、アイヌ工芸品の授産所というような限定した使い方とはなっていないと認識しております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 生活館の目的、役割、うちの条例も読んでください。地域住民の生活文化の振興と住民福祉の増進となっているのです。本来は地域となっていますけれども、アイヌの人の方々のそういう施設で、授産所的な役割があるのです。もう少しその辺を認識

して、政策形成の中で十分に議論関わらせてほしいのです。そういうことで、私は今回教訓としていることは画一的な国の不詳の補助メニューに振り回されるのではなくて、自分たちで考え、体を動かし、行動することからしか新しい取り組みは生まれないということを私は自覚すべきだと思います。職員もそう思っていると思いますけれども、るるいろいろ議論はあるけれども、国の補助金を当てに踊ってはならないということです。まず、自前で政策をつくって、どうかということです。自前で政策をつくり、地域をつくっていく時代になっています。今こそ政策形成能力の向上が問われていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 今回代表質問、一般質問通して、やはり政策形成過程の部分が随分問われています。今回既に3月の補正予算の上程は見送るということで申し上げてございますが、今回のこの政策立案に当たっては町長が1投目でお答えしたような経過の中で取り組んでまいりました。今後においてもやっぱり政策形成過程という議論は非常に、前田議員おっしゃっている部分は我々も常に認識しつつ、そういうことが二度と繰り返されないように責任を持って実行していきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 町民のための、住民のための政策づくりをぜひしてほしいなと思っております。

次に、まちづくり会社についてであります。（1）、会社の概要と目的について。

（2）、運営の組織体制について。

（3）、事業への取り組みについて。

（4）、出資者の獲得と運営資金の調達方法について。

（5）、（仮称）地域文化・観光研修センターとの関係性について。

（6）、登録手続、法人の取得、出資金の公募、会社設立に関して責任を負う者の明確化について。

（7）、まちづくり会社に対するまちとしての第三セクター、債務保証、町有地の担保等の関与について伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） まちづくり会社についてのご質問であります。1項目めの会社の概要と目的についてであります。本町の目指すまちづくり会社の概要は、新たな株式会社として設立時資本金を2,000万円、出資者は町、町民、町内事業者、旅行会社及び金融機関を想定しております。会社の目的は、多文化共生社会の実現に寄与すること、地域をマネジメントし、経済活性化を実現すること、持続発展のための人材育成の3つの柱を掲げております。

2項目めの運営の組織体制についてであります。運営体制としましては、代表取締役を初め部門責任者となるマネージャー2名、観光部門4名、施設運営物販部門がパートを含め9名の合計16名を想定しております。

3項目めの事業への取り組みについてであります。現在想定している事業内容は、旅行部門としてマーケティング調査、戦略立案、プロモーション活動、着地型プログラム企画販売、観光インフォメーション、人材育成などの業務を想定しております。また、施設運営物販部門として、(仮称)地域文化・観光研修センター、バス駐車場等の管理運営、物販事業、商品開発などの業務を想定しております。なお、取り組み時期については、事業環境を整備し、順次取り組む考えであります。

4項目めの出資者の獲得と運営資金の調達方法についてであります。出資者につきましては、金融機関、旅行会社に対し本町の目指すまちづくり会社の理念、目的、事業内容等について説明し、賛同いただけるよう協議を進めております。また、町民、町内事業者に対しては公募による出資を想定しており、その内容は発起人による準備委員会で検討する考えであります。運営資金につきましては、資本金、事業収益、借入金による調達を基本としておりますが、公益性のある非収益事業については町からの補助金を想定しております。

5項目め(仮称)地域文化・観光研修センターとの関係性についてであります。本施設の整備後は、地方自治法に規定する公の施設となることから、指定管理者制度による管理運営を想定しております。また、本施設はアイヌ手工芸品の生産研修拠点として観光インフォメーションと物販機能を兼ね備えた施設を計画しております。そのため、町が検討しているまちづくり会社は観光地域づくりを推進する組織であり、アイヌ手工芸品の作り手育成、観光インフォメーション、物販事業などを業務とすることを計画していることから、運営主体として指定管理を受けることを想定したものであります。

6項目めの会社設立に関しての責任を負う者の明確化についてであります。会社設立に関する責任といたしましては、任務を怠った責任、財産価格填補責任、会社不成立の場合などに発起人が責任を負うものと認識しております。

7項目めのまちづくり会社に対する町としての第三セクター、債務保証、町有地の担保等の関与についてであります。これまで関係機関と協議を進める中で信用性、確実性などを確保するためには行政がかかわりを持ち、新たなまちづくりを推進する組織団体が必要であると認識し、町からの出資を判断したところであります。そのため、町は出資者として出資額に応じた範囲において責任を負うべきであります。その設立に関与する立場から健全な会社経営に向けた取り組みと自立化を支援しながら適切な指導、監督等の関与を行うものと認識しております。また、まちづくり会社に対する債務保証は原則として行わない考えであります。特別な理由により支援する場合にはその内容や理由、必要性、対象債務の返済の見通しとその確実性等を明らかにした上で検討したいと考えております。なお、町有地の担保提供を行う考えはありません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 観光センターは見直しするということがありましたよね。そこで、設立の年月日も言っていましたけれども、それも含めて観光センターと表裏一体にあるまちづくり会社は今後どのようなになるのですか、観光センターが見直しになったということによって。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） まちづくり会社の関係につきまして2月14日、特別委員会でご説明させていただきましたけれども、収支の部分ですとかも観光研修センターの見直しの関係で当然見直ししなければいけないので、あわせて見直しをするという考えでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 答弁になかったのですけれども、第三セクター方式の公設公営の会社にするということによろしいですか。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 私が調べたところによりますと、第三セクターという法的な定義というのはないのですけれども、そのカテゴリーというのでしょうか、そういう枠組みとしましては第三セクターという考え方になるのかなというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは、町長は町がまちづくり会社に対して先頭に立って進めていかなければならないと、こう代表質問で答弁しているのです。今担当課長の説明があって改めて伺いますけれども、それでは第三セクターの会社になった場合、白老町の経営責任の所在はどのようになりますか。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 町長1答目で述べさせていただいたとおり、町は出資者として出資額に応じた範囲において責任を負うべきであります。もう一つは、設立に関与する立場からまちづくり会社に対しては健全な会社経営に向けた取り組みと自立化という部分で支援しながら適切な指導、監督等の関与を行うものと認識しております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは株主責任と出資についてでありますけれども、答弁にありました発起人が負う具体的な責任は答弁以外に別にまだありますか。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 基本的には1 答目で町長が答弁したとおりですけれども、任務を怠った責任の中には第三者に対して任務を行った場合について発起人に悪意または重過失があったときは第三者に対して賠償責任を負うという部分はございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それは、あくまでも会社を設立するときの責任ですよ。発起人は、会社設立されるまでの間は連帯して責任を負うことだけなのです。そうですね。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 任務を行った責任、財産価格填補責任、会社不成立の場合、発起人は連帯して責任を負うということでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 会社設立後は、当然発起人はそのままいなくなりますから、発起人は会社設立後のいろんなことについては責任を負わないですよ。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 設立後は発起人という立場はもうございませんので、株主に今度はなっていますので、株主としての責任ということになります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そう。株主としての責任がありますよね。そうすると、出資の概要によると会社の資本金2,000万円です。町が24%出資しますから、480万円になります。不幸にして会社が経営不振で倒産した場合にこの480万円の出資金の取り扱いはどうなりますか。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 仮に倒産した場合につきましては、この480万円については町のほうには戻ってこないということになると思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） だから、町もこの出資額の範囲でしか責任を負わないということだよ。そして、株主、出資額が消えてしまうよということでもよろしいですか。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） そのとおりでよろしいです。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは、答弁でもありましたけれども、前の代表質問でも答弁あ

りましたけれども、信用性、確保性など確保するために出資を判断したと言いました。そうすると、筆頭株主の場合は何らかの法的な責任ありますか。あるとすれば、その範疇はありますか。前段の答弁も踏まえて教えてください。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 株主の責任としましては、出資の範囲内という形ですので、筆頭株主だから何かしら別の責任が発生するという認識はございません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） そうすると、町は債務保証、損失補償しないということになっていきますよね。会社が金融機関から融資を受ける際は、誰が連帯保証人になるのですか。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 通常株式会社ですと代表取締役が連帯保証人になろうかと思えます。ただ、今回のまちづくり会社の場合は、そういったまだ決め事など全くできておりませんので、今この町のほうで検討しているまちづくり会社で借り入れする場合の連帯保証人が誰になるのかといったのはこの場ではちょっとお答えすることができないかなと思えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） そこが一番大事なのです、会社のあるべき姿として。そういうことも決まっていないのに、出資者募って歩いているのですか。それでは、先ほど理由ありましたけれども、債務保証の関係で特別な理由により支援する場合にはその内容、理由、必要性、対象債務の返済の見通しとして確実性を明らかにして検討するということは、ある程度債務保証する前提になっているのではないのですか。当然債務保証すると議会の議決が要るから、そう簡単にいかないけれども、町の姿勢を問うているのです。ここで曖昧なことははっきりしておかないと、後々なったときにこういう答弁していますとなるのです。具体的に言ってください。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 今回町が出資するまちづくり会社を想定していますので、その場合、原則として行わないという考えはありますけれども、町長が1投目で答弁させていただいたように場合によっては当然、1答目の答弁の繰り返しになりますけれども、内容、必要性、返済の計画ですとか、そういった部分をきちんと検証した上でどうするのかという検討をしなければいけない場面というのも考えられるということでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） 今のまちづくり会社は町長つくるから、いいです。町長そういうつ

もりでいて、議会に上げるよと。だけれども、いつかは町長はかわりますよね。そのときに、ではできないよといったら誰がこの責任をとるの。借金をどうやってするの、誰が裏保証もらって。まずその点。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） まちづくり会社に出資して、今云々話をされて、町長がトップというふうになれば今の町長だし、またいつの時代かかわっていったときもその時々やっぱり町長であるというふうに思います。ただ、今仮定の中でのまだお話なので、債務保証しますとは言い切っていません。原則はしないというのが基本ですから、もしも保証するといふときになった場合は、その内容を明らかにして、議会にお諮りをした上で行うということもありますということを課長が今ご説明したことであって、あの当時やらないと言っただろうだけで決して済まされないことも今後にはあるかもしれません。今後そういう債務保証ありきでのお話ではないという部分では捉えていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 失礼だけれども、役所答弁なのです。今岩城副町長、町長のトップになるかわからないと言ったよね。町長トップになったって職印を押したって議会でうんとならないのだ。こここのところは大事に町の立ち位置を決めて前に進まないで、またあやふやになります。そこ懸念しているのです。これが先ほどの同僚議員言ったことも同じ、共通になるのです。これ金銭が絡むのです。いかがですか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） まちづくり会社の社長は社長です。それから、今私が言ったのは町が出資したときの責任は誰かという部分で町長というふうにお答えさせていただきました。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは、代表取締役の判断ミス、いろいろほかにもあるでしょう。倒産した場合、また債務が累積した、あるいは借入金や仕入れ金の代金がたまった。その債務は、誰がその支払いの責任を負うのですか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） これは民間もそうだと思いますけれども、代表取締役、会社のやっぱりトップが責任を負うと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） なぜ私が言うかということ、だから株主の中で、役員になる人もいると思うけれども、債務や損失補償、借金を背負う人は誰になりますかということになるので

す。誰一人債務を、負債を引き受ける人私はいないと思います。だから、町がやれと押しつけられているのではないのですか。取締役になって、債務も保証するというまでの人が岩城副町長は1年前から交渉しているというけれども、そのとおりに進んでいますか。

○議長（山本浩平君） 今のは、1年前から交渉しているというのは、そんな具体的な話は議会の中ではないですよ。

○13番（前田博之君） いいえ。前から協議していると言っていますから。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時14分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 目の前に会社をつくるという条件が全部そろっていて、その中でこれこれこれということは明確にご答弁申し上げることができるのですが、まだ今仮定の段階で動いています。これから準備委員会も立ち上げて、その中で今前田議員がいろいろな部分で疑問に思っている点を1つずつ潰していかなければならないと思います。こういう場合はどうする、こういう場合は誰が責任とる、こういうときはどうしていく、そういうものは整理した上で先ほど来からご説明申し上げますので、その辺もう一度ご理解いただいて、仮定の話で余り議論できないかなと思いますので、きちんとその場になったらご説明したいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 仮定の話云々で逃げれる話でないのです。本質論ですから。では、特別委員会でも岩城副町長は1年前から金融機関、旅行会社に対して相談していると言っているのです。きょうの答弁でも出資者につきましては金融機関、旅行会社に対して本町の目指すまちづくりの理念、目的、事業内容について説明し、賛同していただける協議進めると言っているのです。そうすれば、当然この相談受けた人が自分がどういう立場になるかといって協議されているはずなのです。だから、私具体的になってきているから、心配して、こういう問題は詰めてきているのですかと言っているのです。そんな仮定の話ではないでしょう。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 今前田議員おっしゃるとおりで、それぞれ協議の中で進めています。仮定と言っているのは債務保証ありきの仮定で言っているものですから、その部分は今後立ち上げる準備会の中で債務保証の金額、なぜそういうことが起きるのか、それが保証しなければならないのか、そういった部分を整理してお示ししたいと、こういうふうに申し上げ

げています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） では、今の答弁も踏まえて質問します。

それで、この答弁書にも借り入れすると書いているのです。借り入れがあると言っているのです。もし今、これからやるというけれども、では会社に損害を与えるよと、そういう場合も仮にありますけれども、これは取締役が会社の賠償責任も負うことになるのです。そして、出資者として予定している、旅行会社、金融機関、主たる町内の業者の方々が役員となって、担保の提供や連帯保証人に責任が及んでくるのですか。ここ大事なところですよ。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時16分

再開 午後 4時19分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 何度もとめて申しわけございません。

普通会社で考えると当然出資していて、白老町も過去にAIRDOに出資しました。あれと同じように、会社が一旦倒産してしまうともうそれはただの紙くずになってしまうので、どうしてもそれに対する責任というのは消えてしまうというのですか、ただやっぱり道義的には社長含めたところの責任というのは、これはついて回るのではないかとというふうに考えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それで、今代表取締役の話になったよね。組織運営の成功に重要な代表取締役は公募より人材紹介会社等に依頼して選任すると決めていると町は言っているのです。そうすると、今までの議論の中で代表取締役は株を所有し、金融機関からの借り入れや、これがいろいろありますよね。不動産借りた何だ、そういう場合は社長個人の連帯保証人が求められるのが普通なのです、今答弁あったように。そうすると、ここも大事なんだけど、町が選任すると言っているのだ、公募するとかと。では、その選任する条件に代表取締役は連帯保証人として責任を負うよと、そういうことを条件に付して募集するのですか。そうでなければ社長何も雇われ社長です。社長責任とらないのです。これ大事なこと。町が我々に説明しているのだから。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時21分

再開 午後 4時27分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） たびたび申しわけありません。

前田議員る疑問点あると思います。私どもも今この場できちっとご答弁申し上げれるまで精度高まっていないものですから、今の点も含めて、債務保証の関係も含めて再度精査させていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） この部分についてはかなり精査でなくて真剣に考えないと、まちづくりの会社の行方が大変になるし、社長になる人もなかなか大変だと思います。ですから、これ私言っているの無理を言っていないのです。町がそういうふうに公募すると言っているから、その条件を言っているのです。そうすると、やはり取締役の公募、あるいは選任に当たっては出資をし、連帯保証人となる社長を公募するのか、先ほど議論している債務保証は別にしても、単なるサラリーマン社長にするのか、ここ違ってくるのです。そこ十分に検討する必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 検討してまいります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） そこで、自治体が出し、金を出し、借金を保証することは、これ経済発展でなくて、今までどれを見ても巨大な負債の遺産をもたらす危険が大きいのです。他の自治体の第三セクターの倒産、破産、自治体の負債処理の実態には枚挙にいとまありません。先般の新聞でも直近では日高町の第三セクターが破産しました。これ議会がちゃんとチェックしたらよかったです。これも対岸の火事でないですから、そういうことを感じ取ってほしいのです。そして、まちづくり会社は全国各地で相当数の箇所立ち上がっています。町長もご存じだと思います。これが実際に地域組織として成功しているのは数えるほどしかないのです。大方は失敗しています。商売をする人、経営才覚など、自発性とエネルギーがなければ成り立たないのです。ただ、町の委託を受けて横流しするなら、横滑りしてトンネルだったら誰やったっていいのですけれども、商売やると言っているのだから、そうすると事業リスクは全て行政に負担してもらって、みずからリスクをとらないまちづくりの存在意義なんてゼロになります。まちづくり会社であるから、みずから事業リスクを負うのは当然ではありませんか。どうしてもまちづくり会社をつくるのであれば、官から補完するのが民だという発想から抜け出して、官を補完するのが民でないよと発想から抜け出す。官

が主体なので。そしたら、官がやりなさいと、民の人後からついてきますみたいな話は、そういう発想はだめで、当然今までの議論だけを踏まえるとやはり私は民設民営で、そういう形の方向で整理することも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まちづくり会社の発想のもともとは、やはり民間がきちっとリスクをしょって稼げる力をつける会社で、それでまちづくりに寄与するというのは私も前田議員言うとおりでございます。ただ、何回か答弁しているのですが、なかなかこの機運というのですか、実際的にそういう会社を設立するという声はまだないものなので、これは何回も言うようにポロト湖畔だけでお客を終らせるのではなく、きちんと周遊させる仕組みをつくりたいという思いでまちづくり会社今設立を目指しておりますので、今るちょっとまだ政策的にも決まっていなとかまだ精査しなければならない部分がありますので、今までいただいたご意見をきちんと参考にして、またご提示をきちんとさせていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に、創業支援策についてです。稼ぐ力の創出及び創業支援の具体的施策及び展開について伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 創業支援策についてのご質問であります。1項目めの稼ぐ力の創出及び創業支援の具体的施策及び展開についてであります。人口減少による地域経済の縮小を抑制し、まちの活力を創出するためには、稼ぐ力や地域価値の向上を図ることが重要であると捉えております。そのため、国内外の観光客の取り込みや若年者、創業者による新たな事業の開拓に取り組んでまいります。具体的な展開としましては、回遊性を高める体験プログラムの造成や外国人旅行者の受け入れ対応に関する検討、おもてなしガイドやアイヌ手工芸品の担い手育成、特産品等の商品開発の検討など観光需要の取り組みを推進する事業に取り組んでまいります。また、空き店舗活用創業支援事業や地域特性を生かした商業観光応援事業を展開し、創業者や事業者等による新たな事業に支援し、稼ぐ力の創出を推進してまいります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私は、町長の執行方針ですから、大きく問題捉えた質問したはずなのです。この稼ぐ力の創出、どうかといえばスローガンのように力強く掲げているのかなど、執行方針の中を読んでいくと稼ぐ力と未来創生がどうも相関関係にあるように私は読み取れたのだけれども、そういう立場で質問しますけれども、その中、未来創生をどのようにイメ

ーじしたらいいのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 申しわけございません。

未来創生と稼ぐ力のお話でございます。稼ぐ力のお話、今1答目にご答弁申し上げたのと、未来創生というのはやはり白老町にある魅力をいかに稼ぐ力に変えていくかということですので、1答目で答弁したことは全てではなく、きのうも議員のご質問にもあったとおり、白老にある魅力をいかに発見して、それを稼ぐ力につなげていくか、それは6次化、6次産業化でもありますし、1次産業で、白老の特産品でもありますし、そういうのを結びつけて町外にきちんと稼ぐ力を創出する、それが未来の白老町の経済の活性化につながるという、大きな意味ではそういうことでもあります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 本当はもっと具体的に答弁いただきたいのですが、これ以上議論してもなんですから、ということは稼ぐ力の創出と未来創生、これ相乗効果をどういうふうに測定するかという問題も出てきます。前からいろんな評価の仕方あると言っていましたけれども、私は一つのこれやっぱり概念的なものかと思うのです、具体的に出てこないということは。そこで、稼ぐ力の創出、今町長言いました。言葉としてはわかります。けれども、具体的に、ここの答弁に書いているやつはこれだと組み立てたら大変なことです、プログラムしたら。そういうことで、やはり私は社台から虎杖浜の地域全体の中で外部から積極的に外貨を呼び込むということ、それを地域内で循環させる、そして稼げる事業者ふやして、結果的に雇用を生み出すと、こういう仕組みでなければいけないのです。そういうことで、そういうことが必要なのです。やっぱりこういうことに対して町としての政策化はどのようになるかということ聞いているのです。だから、私今言ったように社台から虎杖浜まで、これらの今言ったことの町としての政策化はどのようになっていますか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 抽象的、具体的のほうが答弁しやすいかなと思いますので、今おっしゃるとおり社台から虎杖浜まで、外貨を稼ぐ、いろんなお客様が来る、そこにそれぞれの地域にやっぱりお金を落としてもらって、そこで雇用が生まれて、経済というのは動いていくと、おっしゃっているとおりだと思います。私どもも、社台であれば馬がありますから、乗馬体験から始まって、それぞれの地域ごとの特性を生かし、虎杖浜ではタラコ加工があったり、シイタケがあったりと、それらの個別の事業は事業として組み立てながらそれは織り込んでいっているというのが具体的なそれぞれの施策の中にぶら下がってきているということを押えています。町長おっしゃったのがそれが全体のくくりの中でどういう未来創生し、稼ぐ力につながっていくかという視点で答弁申し上げたということでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） まち・ひと・しごと創生総合戦略を、国でやっている。その中でも稼ぐ力と出ているのです。多分その部分で私は連動したのかなと思う。だから、具体的に出てこないのです。やっぱり先ほど私言ったように、自分で考えて行動しなければ説得力ある政策化には結びつかないということです。そこを懸念して言っていることなのです。ですから、余り国やどこかの言葉を持ってきて政策のイメージをつくらないほうが私はいと思います。本当に白老町がどうあるべきかということ、稼ぐために具体的に何をやるかということがやっぱり必要になってくると思います。

それで、次創業支援についてですけれども、創業促進を図るためには私は支援体制の整備が必要だと考えています。その必要性はどのように考えていますか。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 町のほうでは、創業支援の関係につきましては空き店舗等活用・創業支援事業実施してございます。29年度につきましても2つの創業、新規出店に結びついております。28年度も4件の実績ございます。徐々に空き店舗などにも新たな出店見られています。そういった関係で、町としましてそういった新規出店の環境整備の取り組みをさせていただいているところでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） 私は、今言ったような空き店舗云々とかが創業支援だとは思わないのです。やっぱりいかに事業者が創業しやすい環境なり、どのような環境整備をしてあげるかということが私は大事だと思います。それは細かくやっていますけれども、そこで創業事業者が、そういう創業しやすい環境づくり、こういう整備をするのであれば、経済産業省が進める新メニューがあるのです。これは担当者のほうも多分調査されていると思いますけれども、そういうのは把握していますか。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 経済産業省のほうで創業支援計画、町で作成して、商工会とも連携して創業セミナーを開いて、たしか2回、3回のそういったセミナーを受講した方を対象に創業した場合、経済産業省のほうから補助金助成が受けれるという制度は承知しております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） 今説明あった部分は、商工会だけがやれる話ですか。町がそれなりに1つの法律のもとに沿って制度化しなければ、今言ったことが商工会が直接できる話ですか。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 当然町と商工会と連携しなければできない事業だと把握しています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） その中に法的な部分で、関係法で町がこういうことやったほういいよというものはありますか。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 先ほどもお話ししましたけれども、そこは町の役割と商工会の役割、しっかり役割分担して進めなければいけないと思います。相談窓口は商工会にやってもらいましょうですとか、先ほどお話しした創業のセミナー、商工会のほうで担当してもらいますと。町のほうは、国に対して創業支援計画の認定受けなければまずその対象となりませんので、そういったトータルのコーディネートは当然町のほうで進めなければいけないというふうには、そういう事業の内容だというふうに認識しています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） なかなか課長から固有名詞が出ないのだけれども、そのために私いろいろ質問しているのだけれども、そのために地域未来投資促進法、これと産業競争力強化法がありますよね。これによって新たに創業する人に対して創業等に要するに経費の一部を助成するよというのもあるのです。これもし承知していれば、この内容、白老町、あるいは商工会何をしなければいけないのか教えていただけませんか。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 今の地域未来投資促進法の関係でございます。昨年12月の議会で町の条例のほうも一部改正させていただきました。ここの法律の場合でいきますと、国の基本方針に基づいて町のほうでいわゆる基本計画というものを作成することになります。その基本計画の整合図った上でその対象、助成を受けたい事業者等がいわゆる地域経済牽引事業計画なるものを作成しまして、これは道のほうへ申請して、承認と。そこは町ではないのですけれども、計画は町でつくる必要があるというふうに捉えております。その中で、今お話のありました国のほうで想定しているイメージですけれども、物づくりの産業ですとか農林水産、それこそ地域商社ですとか観光、スポーツ、文化、まちづくり、環境、エネルギー、そういった分野を成長産業としてイメージしてございまして、その投資を事業者のほうに促進させたいといった内容のものと把握しています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 内容わかりました。

では、他市町村の認定状況です。白老はこれからどうするのか、それで現状はどういうふ

うになっているのか、それを伺います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時46分

再開 午後 4時48分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎会議時間の延長

○議長（山本浩平君） ここであらかじめ宣告いたします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎一般質問の続行

○議長（山本浩平君） それでは、回答お願いいたします。

森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 申しわけございません。

他市町村の計画の策定状況でございますけれども、ことしの1月24日時点ですけれども、道内で28の市、まち、村で作成されております。本町につきましては、基本計画、現在は策定してございません。これにつきましては、まだ具体的にこの法律に沿った計画で設備投資したいという事例がございませんので、その辺はちょっと見きわめながら検討していきたいなというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 国とか関係機関のほうからも策定に向けていろいろ話は来ていると思います。先ほど答弁もありましたけれども、この計画策定には事業者も事業計画を策定するものもあって、私も厳しいところもあるなど、こう思っているのです。今白紙の状態なのだけれども、もし策定するといってコンサルタントに丸投げして、たなざらしにするのであれば策定する必要ないのだけれども、町独自としてやはり創業したいよといえればいろんな、申し上げませんが、本当に制度あるのです、なかなかいい制度が。仮にまちづくり会社つくって減免される方針になっていますね、そういうメリットあるのです。そういうもの逃すことないのです。ただ補助金もらえではなくて、策定することによっていろんなものが、民間の力が湧いてくるのです。そういうことですから、計画の策定は考えられますか。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 申しわけございません。繰り返しになりますけれども、状況を見て町で作成する基本計画については検討させていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次の質問に入ります。

アイヌ民族の歴史、文化活動について。（1）、白老町アイヌ施策基本方針の目的と重点施策について。

（2）、財団法人アイヌ民族博物館閉館後の白老アイヌ民族の歴史、文化活動の進展、深化について。

（3）、旧社台小学校の活用方法についてであります。伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） アイヌ民族の歴史、文化活動についてのご質問であります。1項目めの白老町アイヌ施策基本方針の目的と重点施策についてであります。白老町アイヌ施策基本方針は、アイヌ民族が先住民として白老町の歴史の基礎を築き上げてきたことを踏まえ、アイヌ民族の誇りを高めるなどの目的を達成するためにアイヌ文化を正しく理解し、尊重できる社会の実現やアイヌ文化の振興、伝承などの重点施策を定めた町のアイヌ施策の総合的基本方針と認識しており、各種施策の展開を図っているところであります。

2項目めのアイヌ民族博物館閉館後の白老アイヌ民族の歴史、文化活動の進展、深化についてであります。イオル事業などでアイヌ民族固有の自然観やアイヌ語など白老のアイヌ文化の復元と創造的継承を継続的に実施しながらその成果をアイヌ民族や町民に広く周知することや白老のアイヌ関係団体が行う各種活動の支援を引き続き継続するとともに、新たな取り組みにも協力してまいります。また、象徴空間の運営主体となる新法人とも連携しながら白老のアイヌ文化振興につながるよう努めてまいります。

3項目めの旧社台小学校の活用方法についてであります。平成30年4月より開始される象徴空間の開業準備活動及び展示資料の保管場所として活用することで、現在校舎内部の改修工事を進めているところです。具体的な活用方法につきましては、中核区域内の体験交流ホールや体験学習館などで実施される体験プログラムの制作や実演指導を行う職員のレベルアップを図るためのトレーニング活動、またプロモーション活動を初めとした他のアイヌ文化地域との連携方策の検討などを行う予定となっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） アイヌ施策基本方針で各種施策の展開図っていると言っていますけれども、端的に聞きますけれども、今この白老町のアイヌ施策基本方針はまだ生きていますか。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） この基本方針につきましては、平成19年9月に策定

しておりまして、現在もこの基本方針は生きている、継続して進めているものと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私の質問の仕方が悪かったのかどうかわかりませんが、今話されました目的と重点施策はどのように記述されていますか。これ大事なのです。重点施策の内容までいいですから、項目を、4つか5つありますから、言っていただけませんか。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 項目を申し上げることでよろしいのでしょうか。この基本方針の重点施策としましては、1項目にアイヌ民族、文化を正しく認識し、尊重する社会を創造します。2項目めとしましては、アイヌ文化の振興と伝承に努めます。3項目めといたしましては、アイヌ民族の歴史や文化に関する教育の振興を図ります。4項目めといたしましては、産業の振興、生活環境の充実に努めます。5項目めとしましては、アイヌ民族に関する行政を総合的に推進しますという内容で策定されております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） これはアイヌ民族の行政の包括的な基本方針まとめたものとして私はよく評価しているのです。これはやはり推進しなければいけないと、こう思っています。

そこで、今月閉館するアイヌ民族博物館は、昭和51年に財団法人白老民族文化伝承保存財団として設立されて、59年に現在の名称に変更して、きょうに至っているという状況あります。そこで、同博物館によってアイヌ観光から先住民族アイヌへの変更を果たしたのです。そして、関係者の努力と地の利もあって、常にアイヌ民族を世界に発信する中核となってきました。アイヌ民族博物館の閉館によってアイヌ民族の文化を伝承していくための方策や課題をどのように捉えていますか。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 今のアイヌ文化に関するご質問ですが、確かにアイヌ民族博物館が閉館する2カ年におきましては、アイヌ民族の文化の情報の発信の拠点として博物館のほうは機能していたところですが、そこが2年間閉館するということでございまして、影響はあるのですが、白老町といたしましても現在行っております白老のイオル事業においてさまざまな体験交流事業などで身近なアイヌ文化に触れていただくであるとか、あとチキサニの事務所においてもそれぞれ刺しゅうの工芸団体が作品を展示したり、さまざまな情報発信、皆さんに知っていただく機会をつくっているところでございしますので、そのようなことも含めて継続して行うということ、あと新たに30年度の予算として要求させていただいているところですが、アイヌ文化の担い手の育成支援だとか、そういう部分でも町内の各団体のほうにも支援して、何とか博物館のない間も文化の振興、継

承、保存などに協力していきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） イオル事業というのは、町が主体でないですよ。今別なところに入っていますけれども、そういうことも含めて、国立アイヌ民族博物館、ナショナルセンターなのです。ローカルでないのです。逆に今まで白老のアイヌ博物館、ローカルとして役割果たしてきた。それをどう守るかということが大事なのです。私はその視点で質問しているのですけれども、国立博物館の開館を見据えて観光を主にした経済活性化に多くの資源が傾注されています。しかし、アイヌ民族の歴史と伝統文化の振興策は手薄になってきているのではないかなと思います。これまでの歴史からして、私思うにはアイヌの伝承の地といえば白老というこの先人の築いた価値を活用して、国立博物館設置を契機に白老町としての新たなアイヌ文化の創造及び発展のための施設や拠点づくりを構築する必要があるのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） アイヌ文化の発信の、地元のアイヌ文化の拠点という部分でございますけれども、実際地元に限ってということではなく、先ほど社台小学校のほうの活用にもありましたけれども、ここは2年間開業準備で運営主体に使っていただくことになっております。そして、その後についてはちょっと国のほうでも明確にどうするかということはお答えいただいているところでございます。そういう中で、社台小学校のほうについては、白老に限らず全体も含めてなのですけれども、アイヌの人たちがここに来て、研修、研さんなどできたり、アイヌの人たちのための施設として活用していただくようなことも考えていきたいなというふうに思っております。考えていきたいというか、アイヌの人たちとともにちょっと考えて、国のほうなどにも要望していきたいとも思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今答弁ありましたけれども、本来そういうこと大事だと思うのです、社台小学校の有効活用に向けて。町長答弁で、執行方針でも具体的な構想は想定していないけれども、行政活動を継続していきますよと言っているのです。だから、僕は具体的にどんな活用を構想しているのかと聞こうと思ったのだけれども、多分今の課長が話したような趣旨でいいという考えですか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今担当課長お話ししたとおりでございますし、まずは今国のほうは2年間ということですので、これは引き続きアイヌ文化振興のために使っていただきたいという要望はずっとさせていただいています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それで、私のほうから旧社台小学校の活用法について提案したいと思います。町長、答弁見たらアイヌ民族博物館閉館後の進展、深化について、白老のアイヌ文化の復元と創造的継承を継続的に実施しながらと、こう言っているのです。そうすると、先ほども答弁ありましたけれども、このアイヌ施策基本方針で掲げている5つの重点施策を展開していくためにもアイヌ民族の方々の活動拠点とすべく白老アイヌアカデミーを設置したらどうかなど。固有名詞出させてもらいますけれども、ということは町長が目指している有効活用になるのです。そして、設置の目的などは私ある程度整理しているのだけれども、これ時間もないから、省きます。必要であればまた別な機会に話したいと思うけれども、やっぱり主として白老アイヌの自立活動の場として活用を想定して、白老町としての独自の新たな施設として白老アカデミーの設置をしたらいかがかなと思うのですけれども、構想の実現に向けて一步踏み出すという検討の余地は町長としてはあるでしょうか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） そのアカデミーの設置という趣旨は本当にご理解はしました。規模にもよるとは思うのですが、国立の象徴空間が来るということで、ここにはたくさんの先住民の方や外国の方、また日本中からもお客様が来ますので、白老町独自のアイヌ文化の発信というのも非常に大切であるということを考えますと、拠点づくりというのは本当に必要だなというふうに思っておりますし、これが自立の活動につながっていく拠点づくりということは私も趣旨は賛同したいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ぜひアイヌ民族の活動の拠点とすべきというか、また白老町としてアイヌ施策実施の進言するとか、結局そういう場所にもしたらどうかなどということです。

それと、白老アイヌ史を位置づけた調査研究、展示、教育普及を行うと。当然子供、人材育成もあるよと、あるいは民具、刺しゅう、伝統工芸、アイヌ語教育、ユーカラ、こういうものも一つの拠点としてアカデミック的な場所にしたらいいのかなと、こう思うのです。そして、授産所的な役割も果たしていくということをこの白老アイヌアカデミーとして、そこを拠点としてやれば、比較の物の言い方また言われるけれども、さっきの観光研修センターにかかる金を少しこっちに回せば十分にこれいいのです。それで、これをある程度企画して、文科省とか国も本当に白老町、町長よくやってくれたと乗ってくれると思います、僕は、そこが国立アイヌ博物館できるためのものがなければいけないと思う。経済振興否定はしませんけれども、稼ぐのは僕は幾らでもいいと思います。だけれども、今まで培ってきた白老のアイヌの人たちがあった歴史というのを守る、そして後世に伝える役は白老町にあると思うのです。そういうこともし担当のほうである程度こういう企画書をつくることを町

長から指示して、ある程度の大まかな企画書をつくって、あるいはあとは議会とも諮ってみて、ぜひそういう形でいったらいいのかなと、こう思うのですけれども、その質問で終わります。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） ご提案という趣旨でのご質問であります。研修センターにかかる費用等もございますけれども、今前田議員おっしゃっているのはあくまでも旧社台小学校を活用することも、大事なところだと思います。そういう部分を町長も1答目で賛同するという部分でご答弁申し上げますので、どういう形で企画書つくっていけるかは検討させていただきたいと思っておりますし、せっかくあるアイヌ施策の趣旨を、基本方針ありますので、そこをしっかりと生かした取り組み、この分は検討させていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 以上で13番、前田博之議員の一般質問を終了いたします。